

改正

令和2年4月1日要綱第67号

令和3年6月15日要綱第86号

令和6年3月14日要綱第30号

周南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（第3条において単に「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次条第2項において「省令」という。）において使用する用語の例による。

(介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

第3条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。）として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 次に掲げる事業を行う訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。）

ア 総合事業訪問介護（訪問介護相当サービス） 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（イにおいて「旧介護予防訪問介護」という。）に相当する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援をいう。

イ 自立支援訪問介護（訪問型サービスA） 主に雇用されている労働者により提供される旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による厚生省通知で定める範囲内のサービスであって、市長が別に定める方法による事業の実施を法第115条の47第4項の規定による委託を受けた者が行うものをいう。

ウ 地域支え合い訪問介護（訪問型サービスB） 有償又は無償によるボランティア等により

提供される住民主体による買物の代行、調理、ごみ出し、電球の交換、布団干し、階段の掃除その他の日常生活上の支援をいう。

エ 地域支え合い移動支援（訪問型サービスD） 無償によるボランティア等により提供される、サロン等への送迎支援をいう。

(2) 次に掲げる事業を行う通所型サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。

ア 総合事業通所介護（通所介護相当サービス） 旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（イにおいて「旧介護予防通所介護」という。）に相当する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練のサービスをいう。

イ 自立支援通所介護（通所型サービスA） 主に雇用されている労働者により提供される旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準による高齢者の閉じこもり防止及び自立支援に資するサービスであって、市長が別に定める方法による事業の実施を法第115条の47第4項の規定による委託を受けた者が行うものをいう。

ウ 地域支え合い通所介護（通所型サービスB） 有償又は無償によるボランティア等により提供される居宅要支援被保険者等を中心とした定期的な利用が可能な体操、運動、趣味等に係る自主的な活動等の日中の居場所づくり及び定期的な交流会、サロン、会食等の通いの場づくりを通じた住民主体による支援をいう。

エ 短期集中通所介護（通所型サービスC） 保健・医療の専門職により提供される生活機能の改善を目的とした短期集中予防サービスをいう。

(3) 介護予防ケアマネジメント 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。

2 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号に規定する事業をいう。）として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防把握事業（省令第140条の64第2号イに掲げる事業をいう。）

(2) 介護予防普及啓発事業（省令第140条の64第2号ロに掲げる事業をいう。）

(3) 地域介護予防活動支援事業（省令第140条の64第2号ハに掲げる事業をいう。）

(4) 一般介護予防事業評価事業（省令第140条の64第2号ニに掲げる事業をいう。）

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業（省令第140条の64第2号ホに掲げる事業をいう。）

(利用の制限)

第4条 市長は、利用者に次に掲げる事由があると認めるときは、前条に規定する事業の利用を制

限することができる。

- (1) 入院加療を要する病態であるとき。
- (2) 他の利用者に感染するおそれがある疾病を有するとき。
- (3) その他利用者に起因する理由によりサービスを提供することが困難であると認められる事情が生じたとき。

(高額介護予防サービス費等相当額)

第5条 市長は、第3条第1項第1号ア及び第2号アに掲げる事業において、必要に応じ、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（次項において「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(実費の負担)

第6条 第3条に規定する事業の実施に際し実費が生じるときは、その費用は、利用者の負担とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 周南市二次予防訪問型介護予防事業実施要綱（平成28年周南市要綱第65号の5）
 - (2) 周南市二次予防通所型介護予防事業実施要綱（平成18年周南市要綱第24号）
 - (3) 周南市二次予防事業対象者把握事業実施要綱（平成26年周南市要綱第57号の4）

附 則（令和2年4月1日要綱第67号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月15日要綱第86号）

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

附 則（令和6年3月14日要綱第30号）

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。